

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢吹町長 蛭田 泰昭

市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)
地域名 (地域内農業集落名)	五本松地区 (長峰)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月11日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在実質3人の農業者が中心となって耕作を行っており、非常に限られた人員で地域の農地を維持しているのが現状。主要な作目として水稻や種子場が挙げられ、農業が盛んな地域ではあるものの、高齢化が進行しており、農業の担い手不足が深刻な課題。特に、後継者の確保と次世代の農業者の育成が急務。

農道が狭く、大型農業機械の通行や効率的な農作業の妨げになっているため、農道の拡幅が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要作物である水稻・種子場について、地域と関係機関で連携を図りながら、農地をどのように管理していくかを筆ごとに検討し、農地の現状維持を図っていく。

農道拡幅について、圃場整備事業と連携しながら農道の改修計画を進め、地域全体で農業基盤を整備する取り組みを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

現在耕作を行っている担い手を目標地図に位置付けて集積を行う。担い手から規模縮小などの相談を受けた際は、地区内で営農を行う法人等に集約していくことを検討する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手を中心に農業委員ならびに農地利用最適化推進委員と調整しながら、農地を集積し、効率的に農作物の生産を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域の実情を踏まえ、必要に応じて農地中間管理機構の活用を検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地区において水路整備や修繕等の基盤整備を行う際には、国や県の補助金を活用し実施する。また、区画整理等の圃場整備の計画を作成する際は、地権者との連絡調整等について、町担当部署や農業委員会等と連携しながら実施していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の新たな担い手の育成・確保について、農業協同組合や農業委員、農地利用最適化推進委員と協力しながら地域内の農業者を中心に検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>⑦耕作が困難な農地については、全面積を農業者だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内の農家・非農家を問わず集落全体で可能な限り協力をして継続を図る。</p>				